お客様各位

宿泊税（京都市宿泊税）改定のお知らせ

平素より和順会館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、京都市が定める「宿泊税（京都市宿泊税条例）」 の税率が改定されることに伴い、2026 年 3 月 1 日（日）以降のご宿泊分から新しい税率が適用されます。

予約日や支払日を問わず、宿泊日が 2026 年 3 月 1 日以降の場合、新税率が適用されますので、ご注意ください。

宿泊税の改定内容（2026 年 3 月 1 日～適用）

宿泊料金（1 人あたりの室料）	宿泊税
￥6,000 未満	¥200
￥6,000 以上　￥20,000 未満	¥400
￥20,000 以上　￥50,000 未満	¥1,000
￥50,000 以上　￥100,000 未満	¥4,000
￥100,000 以上	¥10,000

※宿泊税は お 1 人様・1 泊ごと に課税されます。

※宿泊税における宿泊料金は、食事料金や消費税などを含まない料金です。

※宿泊代金に宿泊税は含まれておりません。

本宿泊税制度の詳細につきましては、京都市公式ホームページをご確認ください。

今後とも和順会館をよろしくお願い申し上げます。